



STOP! 介護崩壊 介護ウェブ2010 推進ニュース

— 介護ウェブの “Big Wave” をおこそう! —

方針「今後の介護ウェブの取り組みについて」を具体化し介護改善要求の声を国会に届けよう!

今後も介護職場のすばらしさと国の施策の矛盾を訴えていきたい 「医療・介護をめぐる情勢と民医連事業所の役割を考える」学習会を開催(千葉)



2010年4月27日18時30分から、千葉民医連福祉介護部主催で「医療・介護をめぐる情勢と民医連事業所の役割を考える」というテーマで、全日本民医連 林泰則事務局次長を講師に迎え、学習会を開催しました。職員は、27事業所から60名の参加で、約半数の27名が介護職員でした。

講演は、介護保険10年を検証し、抜本的改善の実現、医療・介護の一体的改革と今後の取り組みの視点と課題について盛りだくさんの内容でしたが、豊富で分かりやすい資料で、情勢を大局的に捉え、非常に勉強になったと好評でした。また、自分たちが積極的に

現場の声を上げて運動していくことの大切さも実感できたという感想が多く寄せられ、「今後も介護職場のすばらしさと国の施策の矛盾を訴えていきたい」「民医連職員として理念を理解し、行動に参加したい」と参加者一同、元気になって帰っていきました。

今後は、私たち民医連も医療、保健、福祉・介護がそれぞれ縦割りではなくて、連携を図りながら、超高齢社会に立ち向かう千葉民医連の役割をしっかりと論議していきたいと思えます。(2010年4月28日 千葉民医連福祉介護部 加藤久美さんより)



大阪府和泉市が訪問介護のローカルルール是正を通知 要介護者は買い物外出介助は認めず買物代行のみ、要支援者は買物同行しか認めない

和泉市は2010年4月20日付けで、これまでの訪問介護ローカルルールを是正する通知を出しました。これは、大阪社保協・よりよい介護をめざすケアマネジャーの会と和泉社保協の1年半以上にわたる取り組みの成果です。

和泉市は、大阪府内で一番厳しい給付適正化事業を実施していました。市内事業所の7割もの事業所に対しケアプラン点検などの給付適正化指導を行ってきましたが、他には見られないような規制がありました。

例をあげると、「ケアプランの短期目標について、一律に『3か月』とし、3か月で見直し、再作成をして利用者・事業者に交付することを強制する(大阪府の指導基準と異なることを承知で事業所に強制していた)、『買物での外出介助は認められていない』と制限(和泉市では要介護者は買い物外出介助は認めず買物代行のみ。要支援者は買物同行しか認めない)」、「散歩介助についても、こうした制限の中でほとんど出来ない状況であった」等です。

また、こうした制限に加え、市内の一事業所に給付適正化指導を丸投げ委託するという極めて不正な方法も問題となっていました。

異常な和泉市ローカルルール～是正のために様々な取り組みを展開

大阪社保協では、2008年10月以降、給付適正化指導の中で行われる自治体独自の「サービス制限」やケアマネジャーへの締め付け指導について、その実態を調査するとともに行きすぎたローカルルールについて是正させる取り組みを行ってきました。その中で和泉市の異常なローカルルールが問題になり、是正のために「検討会」の開催、和泉市当局への要望書提出を行ってきました。

2008年12月結成された和泉社保協もこの問題に積極的に取り組み、大阪社保協と連携して運動をすすめてきました。2009年6月には和泉市内全事業所アンケート、8月には自治体キャラバン交渉で和泉市当局を追求、2009年10月には事業所懇談会を開催し、その声をもとに再度要望書を提出しました。そして今年2月の和泉市当局との話合いで、「是正します」と約束させ、そのために通知を出すことを確約させました。

3つの是正～ケアプラン短期目標、散歩介助、買物介助

今回の和泉市の通知（「ケアプランの短期目標及びサービス給付に関することについて」）は、3つの是正を明確にしました。

第1は、「ケアプラン短期目標一律3ヶ月」ルールの是正です。和泉市通知では、「今後は全てのプランにおいて一律に短期目標の目安を3ヶ月とするのではなく、利用者の心身状況、取り巻く環境等を考慮した上で、達成する可能性を検討して目標と期間を設定してください」と多様な期間設定を認める旨の記載となりました。

第2は、散歩介助を認めない扱いの是正です。和泉市通知では「平成21年度の大阪府のQ&Aのとおり、適切なアセスメントやケアプランのもと、散歩の介助ができます」と明記されました。厚生労働省通知や大阪府Q&Aにより可能となった散歩同行介助について和泉市でも同様に可能であることを初めて認めたわけです。

第3は、ヘルパーの買物同行を要介護者は認めないルールの是正です。和泉市通知は「買い物同行については、適切なアセスメントやケアプランのもと、（中略）要介護度に関係なく行える」と明記しました。これまで和泉市が指導してきた要支援と要介護で区分する扱いはこれでなくなったわけです。

さらに、同通知では、根拠を明確にするためそれぞれの項に係する厚生労働省通知等の抜粋を掲載しています。

この通知で、3つの点について和泉市ローカルルールは廃止・是正されることになりましたが、今後の指導においてこれが本当に生かされる必要があります。今後も監視するとともに必要に応じて話し合いを継続していきます。また、給付適正化指導やケアプラン点検の手法やその他の制限などについては解決していません。今後も継続して取り組みをすすめ、「利用者本位」とケアマネジャーの裁量が尊重される介護保険の運営を求めています。

（大阪社保協FAX通信 第899号 2010.4.28より）

【事務局短信】 「介護保険施設等実地指導マニュアル」平成22年4月改定版について

「介護保険施設等実施指導マニュアル（厚労省）」平成22年4月改定版は、厚生労働省が平成19年2月にまとめた「介護保険施設等指導マニュアルについて」の改定版です。内容は、「第1. 指導監督の仕組み」「第2. 指導マニュアル（総論、運営指導マニュアル、報酬請求指導マニュアル）」「第3. 参考資料」の3章構成で、別冊として「第1. 関係法令等」「第2. 各種加算等自己点検シート、報酬加算・減算適用要件等一覧」も集録されています。

「東京社会福祉協議会」が冊子に編集し販売しています。（A4版763項 2,100円）

購入は、東社協 HP <http://www.tcsw.tvac.or.jp/> をご参照ください。



お問い合わせは、「介護ウェブ推進本部」事務局：山平・名波まで

TEL 03-5842-6451 / FAX 03-5842-6460 / E-mail min-kaigo@min-iren.gr.jp